

令和7年度

仕 様 書

モエレ処理場汚泥濃縮槽汚泥搬出業務

仕 様 書

1 業務内容

本業務は、汚泥濃縮槽の底部に溜まった汚泥を搬出する。

なお、排出された汚泥等については、山本処理場へ運搬する。

- (1) 業 務 名 モエレ処理場汚泥濃縮槽汚泥搬出業務
- (2) 業務場所 モエレ処理場 札幌市東区モエレ沼公園1番地2号
- (3) 委託期間 契約日から令和7年6月30日まで
- (4) 作業時間 原則平日の8時30分から17時00分

2 業務場所

- (1) 浸出水調整槽
 - ・ 汚泥濃縮槽底部に溜まった汚泥を搬出する。
 - ・ 搬出する汚泥は約7m³（汚泥吸引車1台分を想定）
 - ・ 汚泥濃縮槽は別図のとおり

3 共通仕様

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、電気事業法、労働安全衛生法等の関係法令に基いて業務を行うこと。

(2) 疑義

本仕様書について疑義が生じた場合、業務主任と協議のうえ決定すること。

(3) 提出書類

ア 業務着手時に提出

- ・ 業務着手届 1部 （業務責任者指定通知書、業務日程表含む）

イ 作業前に提出

- ・ 安全管理体制表 1部
- ・ 連絡体制表 1部

ウ 業務完了時に提出

- ・ 業務完了届 1部
- ・ 報告書、作業日報等 1部
- ・ 写真（作業前、作業中、作業後の写真も提出すること） 1部

(4) 試運転調整

必要に応じて試運転調整または点検等を実施した際、不良または不具合等が発生した場合は、直ちにその原因及び補修内容等を業務主任に報告すること。

(5) 業務責任者

業務責任者は原則作業中常駐とする。また、業務責任者はすべての業務を管理監督し業務の遂行にあたっては業務主任および施設管理担当者と十分打合せを行うこと。

(6) 安全衛生管理

- ・本委託業務に従事する作業員には、関係法令に基づく安全教育を行うこと。
- ・本委託業務中の危険防止対策を終始徹底し、労務災害の発生がないよう万全を期すること。
- ・関係法令等を遵守して安全及び衛生設備を完備するほか、作業環境を良好な状態に保つことに留意し、特に換気、騒音防止、照明の確保等に心掛けること。

(7) 現場管理

本業務を施行するための資材置場等を必要とする場合は業務主任と十分協議し、整理整頓を励行し、火災及び盗難等事故防止に努めること。

(8) 復旧

他の設備及び既存物件の損傷、汚染防止に努め万一損傷または汚染が生じた場合は、受託者の責任で速やかに復旧すること。

(9) 廃材等の処分等

廃材等の発生は、市の指示により責任を持って処理すること。

(10) その他

- ア 委託期間中、稼動している設備の運転に支障のないように作業を行うこと。
- イ 槽内立入り作業時には、酸欠、硫化水素ガス等が考えられるので十分に換気を行い、安全を確認し作業を行うこと。
- ウ 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- エ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心掛けること。
- オ その他、本仕様書に明記のない事項等については業務主任の指示に従うこと。